

平戸市障害者活躍推進計画

令和2年4月



平戸市長（水道事業、交通船事業を含む）

平戸市議会議長

平戸市代表監査委員

平戸市選挙管理委員会委員長

平戸市農業員会会長

平戸市教育長

平戸市消防長

平戸市病院事業管理者

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）の一部改正により、法第 7 条の 3 において、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関する計画『障害者活躍推進計画』の作成が必須となりました。本市においても、障害者雇用を推進するために策定しました。

また、この計画は、任命権者ごとに策定することとされていますが、採用事務全般を市長部局で行っていること等から、平戸市全体として策定します。

計画期間

令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（5 年間）

計画の対象

平戸市職員

平戸市における障害者雇用に関する課題

平戸市においては、令和元年 6 月 1 日時点での実質雇用率が 2.17%と法定雇用率が未達成であったため、積極的な採用活動を行ったが、令和元年 12 月 31 日時点においても、実質雇用率が 2.32%と法定雇用率が未達成の状況である。

法定雇用率の達成はもちろんのこと、障害者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要である。

《目標》

1. 採用に関する目標

【実雇用率】（各年 6 月 1 日時点）

当該年 6 月 1 日時点の法定雇用率以上（各年度）

（参考）令和元年 6 月 1 日時点の実雇用率：2.17%

（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。

2. 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせない。

（評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、在籍している職員の定着状況を把握・進捗管理。

《取組内容》

1. 障害者の活躍を推進する体制整備

(1) 組織面

○障害者雇用推進者として人事課長を選任する（令和元年 9 月 6 日に選任済）。

- 障害者職業生活相談員として人事課長を選任し(令和元年12月5日に選任済)、人事課に相談窓口を設置する(令和元年12月5日設置済)。

(2)人材面

- 障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定者)について、長崎労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
- 障害者が配属されている部署の職員を中心に、年に1回以上、厚生労働省障害者雇用対策課又は長崎労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の受講案内を行い、参加を募る(過去に同講座を受講したことがない職員に限る。)

2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務分担表等を活用し、職務の選定及び創出について検討を行う。
- 人事ヒアリング等により、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

(1)職務環境

- 障害者については定期的に面談により、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。

(2)募集・採用

- 軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の採用に努める。
- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(3)働き方

- 時間単位の年次休暇や病気休暇等の各種休暇の利用を促進する。

(4)キャリア形成

- 本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。

(5)その他の人事管理

- 必要に応じて面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。
- 中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。
- 本人が希望する場合には、「精神障害者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。

4. その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。